

岩手県告示第444号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年7月31日次のとおり委託した。

令和8年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
株式会社 J T B 盛岡支店	盛岡市菜園一丁目12番18号 盛岡菜園センタービル4階	最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付金の支出	令和8年7月24日	令和8年7月31日から 令和9年3月31日まで